

様式第4号（第11条関係）

基環第 53 号

平成26年4月9日

第1区 区長 鳥飼信男 様

基山町長 小森 純一

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取り扱い

平成26年4月7日に提案のあった、山下川井堰修復と堆積土砂除去の要請につきましては、農林環境課で平成26年4月8日に井堰管理者と要請箇所の確認を行い、井堰管理者に対し、田植前の泥上げ等の管理を十分されるようお願いしました。

2. 取扱いの理由

井堰管理者が破損している井堰について、これ以上崩壊しないように平成25年4月に建設業者に依頼し、井堰の下部に石を敷き詰め、上部の土砂を撤去されたそうです。上流にある井堰を調整することによる流量調整及び周辺草刈り、側溝清掃等も井堰管理者がされており水害に及ぶ可能性はないという事です。